

平成 31 年 3 月 26 日
高齢施策担当部介護保険課

指定地域密着型サービス事業者の指定について

介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 78 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者の指定について、下記のとおりとする。

記

区外指定地域密着型サービス事業者

地域密着型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	指定年月日	練馬区民 利用者数
デイサービスたんぼぼ 三鷹市大沢五丁目 9 番 1 号	株式会社きづな	平成 30 年 12 月 3 日	1 名
茶話本舗デイサービス沼袋 中野区沼袋四丁目 18 番 8 号	株式会社 東京ケアリーブ	平成 31 年 3 月 1 日	1 名
リハビリデイサービス ステップぱーとなーひばりが丘 西東京市谷戸町三丁目 23 番 17 号	株式会社冬川	平成 31 年 4 月 1 日	1 名